

京都市告示第552号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

平成28年1月15日

京都市長 門川 大作

開館時間を延長する日

平成28年3月18日から同月20日まで、及び平成28年5月3日から同月8日までの開館時間は、午前9時から午後7時までとします。

(美術館)